

## 長野県スマートハイランドデータ連携基盤利用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県民生活向上に資する新たなサービス創出を目指すため、個別のシステムで取得し保有しているフォーマットの異なるデータを一元的に集約し、外部との連携を容易にするシステムとして長野県（以下「本県」という。）が整備した「長野県スマートハイランドデータ連携基盤（以下「データ連携基盤」という。）」の利用に当たり必要な事項を定めるものとする。

なお、データ連携基盤のAPI機能（以下「本機能」という。）の利用をもって、本要綱の内容を承諾したものとみなす。

### (利用申請)

第2条 データ連携基盤の利用を希望する者は、その旨をながの電子申請サービスにより申請するものとする。

- 2 データ連携基盤は、県民生活向上に資する目的にのみ利用することができるものとする。
- 3 本県企画振興部DX推進課長は、電子メールにより、利用申請者に申請結果を通知するとともに、申請者のうちデータ連携基盤の利用が認められた者（以下「利用者」という。）に対しては、データ連携基盤の利用に当たり必要な情報を併せて通知するものとする。
- 4 利用者は、前項で通知を受けた情報のうち、データ連携基盤の利用に当たり必要な情報については、第三者に公開してはならない。

### (利用申請の内容の変更等の申請等)

第3条 利用者は、利用申請の内容の変更を希望する場合、その旨をながの電子申請サービスにより申請するものとする。

- 2 前条第三項、第四項の規定は、第一項の規定による利用申請の内容の変更について準用する。
- 3 利用者は、データ連携基盤の利用の停止をする場合、その旨をながの電子申請サービスにより届け出るものとする。

### (利用状況の情報提供)

第4条 本県は、利用状況の把握及び利用促進を目的として、利用者に対し、データ連携基盤の利用状況を、アンケートその他の方法により聴取することがある。その際、利用者は、開示可能な範囲で本県に情報を提供するものとする。

- 2 本県は、提供された情報及び情報から得られた知見等について、活用事例として利用者が特定されない形式で公開することがある。

(本機能の提供条件)

第5条 本機能は、予告なく、機能の停止や性能の劣化等が発生する場合があるものとする。

また、クローリング（webサイトを定期的に巡回し、情報を取得・保存する）先のwebサイトの負荷状況に応じて、クローリングが正しく処理されない又はクローリング機能を一時的に停止する等の事象が発生することにより、結果として本機能から提供されるデータが最新ではない場合等がある。

2 本県は、利用者への事前の通知をすることなく、本機能の停止、仕様の変更を行うことができるものとする。

3 本県は、本機能の負荷状況に応じてアクセス制限をかけることがある。

(本機能を利用したサービス提供に当たっての情報表示)

第6条 利用者は、本機能を利用したサービスを提供する場合には、次の内容を表示するものとする。

このサービスは、「長野県スマートハイランドデータ連携基盤」のAPI機能を使用していますが、サービスの内容は長野県によって保証されたものではありません。

なお、クレジットの表示箇所は指定しないが、サービスを利用する者が容易に視認できる箇所であることとする。

(アクセス情報の収集)

第7条 本県は、データ連携基盤の利用状況を分析するため、本機能への利用者のアクセス情報を記録するものとする。

2 利用者のアクセス情報には「ユーザID、リクエストパラメータ」等の情報を含むが、個人を特定できる情報は一切含まれない。また、アクセス傾向を分析し、利便性の向上や保守管理に利用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

(禁止事項)

第8条 利用者は、次に掲げるいずれの行為も行ってはならない。

- (1) 本機能の運用を妨害する行為
- (2) 短時間における大量のアクセス行為
- (3) その他、本機能の運用に支障を与える行為

2 本県は、前項に該当する行為を行っている又は行う恐れがあると判断した場合、利用者に対して、本機能の利用を停止することができるものとする。

(本要綱に示す事項を遵守しない場合の対応)

第9条 利用者が本要綱に示す事項を遵守しなかったこと若しくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じたすべての苦情や請求については、利用者自身の責任

と利用者の費用負担で解決するものとし、本県は一切の責任を負わないものとする。

- 2 利用者が本要綱に示す事項を遵守しなかったこと若しくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じたすべての苦情や請求への対応に関して本県に費用が発生した場合、利用者は当該費用を弁償するものとする。
- 3 利用者が本要綱に示す事項を遵守しなかったことにより本県に損害が生じた場合、利用者は、その損害を賠償する義務があるものとする。
- 4 本県は、利用者が本要綱に示す事項を遵守しなかった場合、当該利用者に対し、事前の通告なしに、本機能の利用を解除することができるものとする。

#### (免責事項)

第 10 条 本県は、本機能の中断又は停止によって生じうるあらゆる損害等に関し、利用者に対し一切の責任を負わないものとする。

- 2 本県は、利用者が本機能を利用して作成するアプリケーション等に関して生じうるあらゆる損害等に関し、利用者に対し一切の責任を負わないものとする。

#### (補償)

第 11 条 利用者は、本機能を利用したアプリケーション等の作成、運営並びにアプリケーション及びこれに関するサービス、コンテンツ等に関連して、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、本県は利用者及び当該第三者に一切の責任を負わないものとする。

#### (その他)

第 12 条 本要綱に示す事項を遵守しないような行為等を発見した者は、本県企画振興部DX推進課長まで連絡することとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、データ連携基盤の利用について必要な事項は、本県企画振興部DX推進課長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。